第四条第五項中「指定される海岸保全区域」の下に「の全部又は一部を含む港湾区域」を加え、「認可」を「同意」に改め、「港湾区域について」を削り、「河川管理者」を「河川法第七条に規定する河川管理者」に、「海岸管理者」を「海岸法第二条第三項に規定する海岸管理者」に改め、同条第六項中「且つ」を「かつ」に、「定のあるもの」を「定めのあるもの」に、「こえない」を「超えない」に、「認可を」を「同意を」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「定の」を「定めの」に、「こえることがやむをえない」を「超えることがやむを得ない」に、「こえて認可する」を「超えて同意をする」に改め、同条第十項中「都道府県知事が」を「都道府県知事は」に、「処分をした」を「同意をしたとき若しくは第八項の規定による届出があつた」に、「調停」を「規定による調停」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第九項中「第七項の」を「第十項の規定による」に、「且つ」を「かつ」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項を同条第十一項とし、同条第七項中「協議」を「規定による協議」に、「第四項の区分により、国土交通大臣又は都道府県知事」を「次の各号に掲げる争いの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者」に改め、同項後段を削り、同項に次の各号を加える。

一　重要港湾に係る争い　国土交通大臣

二　地方港湾に係る争いであつて都道府県が争いの当事者であるもの　国土交通大臣

三　前二号に掲げるもの以外の港湾に係る争い　予定港湾区域を地先水面とする地域を区域とする都道府県を管轄する都道府県知事

7　第四条第七項を同条第十項とし、同条第六項の次に次の三項を加える。

避難港以外の地方港湾において港務局を設立しようとする関係地方公共団体は、港湾区域について、当該水域を経済的に一体の港湾として管理運営するために必要な最小限度の区域であつて、当該港湾区域に隣接する水域を地先水面とする地方公共団体の利益を害せず、かつ、港則法に基づく港の区域の定めのあるものについてはその区域を超えないものを定めなければならない。ただし、同法に基づく港の区域の定めのある港湾について、経済的に一体の港湾として管理運営するために必要な最小限度の区域を定めるために同法に基づく港の区域を超えることがやむを得ないときは、当該港の区域を超えた区域を定めることができる。

8　前項の関係地方公共団体は、第三項の期間内に他の関係地方公共団体から同項の意見の申出がなかつたとき、又は同項の規定による関係地方公共団体の協議が議会の議決を経て調つたときは、港務局の港湾区域について、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣（都道府県が港務局の設立に加わつていない場合にあつては、当該港湾区域を地先水面とする地域を区域とする都道府県を管轄する都道府県知事）に届け出なければならない。

9　前項の規定による届出をしようとする関係地方公共団体は、河川区域又は海岸法第三条の規定により指定される海岸保全区域の全部又は一部を含む予定港湾区域について、あらかじめ、当該河川を管理する河川法第七条に規定する河川管理者又は当該海岸保全区域を管理する海岸法第二条第三項に規定する海岸管理者に協議しなければならない。

第九条の見出し中「公告」を「公告等」に改め、同条第二項中「第六項」を「第九項」に改め、同条に次の二項を加える。

3　国土交通大臣又は都道府県知事は、前項において準用する第四条第八項の規定による変更の届出のあつた港湾区域が同条第七項の規定に違反していると認めるときは、当該届出を行つた港務局に対し、港湾区域を変更すべきことを求めることができる。

4　港務局は、前項の規定による要求があつたときは、遅滞なく、港湾区域について、必要な変更を行わなければならない。

第三十三条第二項中「第十項」を「第十三項」に、「第六項」を「第九項」に、「又はその変更について認可を受けた」を「を定め、又はこれを変更した」に改める。

第五十四条の三第三項中「港湾管理者は」の下に「、第一項の認定の申請に係る特定埠頭が次に掲げる港湾施設を含むものである場合において」を加え、同項に次の各号を加える。

一　国有財産法第三条第二項に規定する行政財産である港湾施設

二　その工事の費用を国が負担し、又は補助した地方自治法第二百三十八条第四項に規定する行政財産である港湾施設

第五十四条の三第四項中「第六項の」を「第七項の規定による」に改め、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「第六項の規定により港湾管理者」を「第七項の規定により港湾管理者」に、「第五十四条の三第六項」を「第五十四条の三第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「、第六項」を「、第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　港湾管理者は、第二項の認定（第三項の規定により国土交通大臣の同意を得てしたものを除く。）をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に通知しなければならない。

第六十条第一号中「第四条第四項第一号」を「第四条第四項」に、「規定による港湾区域の認可」を「同意（重要港湾に係るものに限る。）」に改め、同条第二号中「第四条第九項」を「第四条第十二項」に改める。

第六十条の五中「並びに第九項及び第十項」を「、第八項（第九条第二項及び第三十三条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）並びに第十二項及び第十三項」に、「含む。）並びに」を「含む。）、第九条第三項並びに」に、「認可」を「同意」に、「ものに限る」を「ものに限り、同条第八項の規定により処理することとされているものについては、同項の規定による都道府県が行う届出に関するものを除く」に改める。

（公営住宅法の一部改正）

第三十二条　公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項及び第二項中「定める」の下に「基準を参酌して事業主体が条例で定める」を加える。

第二十三条を次のように改める。

（入居者資格）

第二十三条　公営住宅の入居者は、少なくとも次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

一　その者の収入がイ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ　入居者の心身の状況又は世帯構成、区域内の住宅事情その他の事情を勘案し、特に居住の安定を図る必要がある場合として条例で定める場合　入居の際の収入の上限として政令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額

ロ　イに掲げる場合以外の場合　低額所得者の居住の安定を図るため必要なものとして政令で定める金額を参酌して、イの政令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額

二　現に住宅に困窮していることが明らかであること。

第二十四条第二項中「前条第二号ロに掲げる」を「第八条第一項若しくは第三項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二十二条第一項の規定による国の補助に係る公営住宅又は第八条第一項各号のいずれかに該当する場合において事業主体が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げる」に、「同条各号（老人等にあつては、同条第二号及び第三号）」を「前条各号」に改め、「、なお」を削る。

第二十七条第五項中「親族」の下に「（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）」を加える。

附則第十五項を削る。

附則第十六項中「前項」を「過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域その他の政令で定める地域内」に改め、同項を附則第十五項とする。